

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を重要視しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むとともに、取締役会および監査等委員会を軸として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの強化・充実を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社グループの純投資目的以外の目的で保有する上場株式（政策保有株式）の保有方針は次のとおりです。

・コーポレートガバナンスの観点から、単なる安定株主としての保有は行わない。

政策保有株式の保有については、毎年1回取締役会で保有状況を確認し、保有の適否を総合的に判断しております。保有の合理性が認められなくなったと判断される株式については、市場への影響や当社グループの財務バランス等の事情にも配慮しつつ、適切な時期に売却することとし、その結果を開示します。なお、資本コストを用いた検証方法の確立については検討してまいります。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案が当社の保有方針に適合するかどうか、また発行会社の健全な経営に役立ち企業価値の向上が期待できるかどうか等を勘案した上で、適正に賛否を判断し行使することとしております。

【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長執行役員の後継者の計画については、現任者との適切な交代時期を考慮しつつ、人格・識見・実績等を勘案し、後任候補者の中から最適な人物を選定することとしております。

今後は取締役会が、適宜、監査等委員会の意見を踏まえつつ、当該後継者計画と後継者候補の育成に主体的かつ積極的に関与・監督してまいります。

【補充原則4-2-1】

業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、会社の業績および事業部別の業績評価、各個人の業務評価等を反映した支給基準を取締役会で定めており、具体的な報酬額は監査等委員会の意見を踏まえたうえで決定しておりますが、より客観性の高い評価ルールを検討してまいります。

また、経営陣幹部および執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、経営陣幹部および執行役員が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

【補充原則4-3-3】

当社は、「取締役規程」・「執行役員規程」で最高経営責任者（代表取締役社長執行役員）の解任事由を定めておりますが、今後、会社の業績等を踏まえた客観性・適時性・透明性あるCEOの評価の仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法の規定に従い、監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。なお、今後も取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の一層の強化に努め、独立した指名・報酬委員会を設置することも検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役会において収益力や資本効率等の現状分析等を行い、目標を設定し、その結果を踏まえた中期経営計画および年度計画を策定しております。なお、中期経営計画および年度計画の概要と進捗状況等については、図表等を用いて株主に分かりやすい内容を発信すべく努めております。今後は資本コストを的確に把握した上でこれらの内容を精査し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関する対応方針等を適宜公表します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社における関連当事者間取引は、第三者との取引と同等の条件で行い、取引にあたっては取締役会決議により定められた「決裁権限規程」に従って必要な承認を得ることとしております。また、主要株主やグループ会社間の取引の有無・状況は、財務諸表を作成する過程等で把握し、会社と取締役との間の取引の有無・状況は、定期的に監査等委員会が「職務執行に関する確認書」の提出を求め、監視する仕組みを設けております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、各種研修への参加等により人材の育成を図るとともに、年金資産の運用にあたっては、必要に応じて取締役会の承認を求め、また、運用状況を定期的に報告することで適正なモニタリングを実施しており、今後も企業年金の積立金の適切な運用環境の整備に努めてまいります。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社のウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。

<https://www.asahi-yukizai.co.jp/about/philosophy.html>

https://www.asahi-yukizai.co.jp/ir/pdf/ARS2020_J_rev5.pdf

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を重要視しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むとともに、取締役会および監査等委員会を軸として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの強化・充実を目指します。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、会社の業績および事業部別の業績評価、各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき決定しております。

また、取締役および取締役監査等委員に対する報酬の総額は、株主総会の決議によるそれぞれの報酬総額の限度内で取締役会の決議および監査等委員会の協議により決定され、有価証券報告書および定時株主総会招集通知に記載し、開示することとしております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

業務執行を行う取締役候補者は、業務実績、識見、能力等を総合的に勘案して決定しております。

取締役監査等委員候補者は、各自の専門性と知見・識見を重視しつつ、委員会全体のバランスを考慮して選定した者を監査等委員会の事前同意を得て決定することとしております。

なお、当社の経営陣幹部の解任基準は「取締役規程」・「執行役員規程」に定めております。

(v) 取締役会が上記(iii)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

2016年に開催の定時株主総会における取締役候補者(取締役監査等委員を含む)の指名から、その指名理由を開示しております。

また、取締役会にて株主総会への経営陣幹部の解任議案上程を決議した場合、株主総会参考書類にてその理由を開示します。

[補充原則4-1-1]

当社は、「取締役会規程」および「決裁権限規程」にて、取締役会決議事項および代表取締役社長決裁事項を明確に定めております。

また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入し、各部門を統括する業務執行役員は、取締役会が決定した経営方針および「決裁権限規程」に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を候補者に選定しております。

[補充原則4-11-1]

当社は、取締役会の活性化を図る観点から、定款において監査等委員でない取締役の員数を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」とをバランスよく組み合わせて、取締役会全体としての知識・経験・能力を幅広く具備した構成となるよう、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しております。

なお、今後の取締役の選任にあたっては、引き続き従来の規模・考え方を踏襲しつつ、よりコーポレートガバナンスの充実に資する体制とすべく必要の見直しを行ってまいります。

[補充原則4-11-2]

現状、他の上場会社の役員を兼任している取締役は独立社外取締役1名であり、その兼任先は3社であります。なお、兼任状況については、毎年事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

[補充原則4-11-3]

当社は、毎年度の決算後、全ての取締役を対象に、取締役会の運営全般に関するアンケートを実施し、取締役会にて、その結果を開示し、各取締役による自己評価を含めた分析・評価の審議を行い、取締役会の実効性の更なる向上に資するべく、運営の見直しを行っております。この取組みの結果、取締役会資料の質の向上・早期配布の徹底、役員トレーニングを目的とした合宿の実施等を行っております。

[補充原則4-14-2]

当社は、内部昇格による取締役就任時には、取締役として遵守すべき法的な義務、責任および事業に関連する各種法令等の情報を提供し、外部セミナーや外部団体への加入等により事業経営上必要となる知識や能力を向上させることを方針としております。また、社外取締役を選任する際には、当社が所属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について、代表取締役社長から個別に説明の機会を設ける等のオリエンテーションを行っております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社のIR活動においては、ポジティブまたはネガティブにかかわらず、タイムリーに透明性、正確性、一貫性のある情報を株主に提供することを基本姿勢としております。

当社では、代表取締役社長を中心として、管理本部経営企画室が担当部門となり、この基本姿勢に基づくIR活動を積極的に推進しております。IR活動に必要な情報は、各事業部門の他、管理本部内の各部署から情報を収集し取りまとめております。また、株主および機関投資家等からの対話(面談)の申込みに対しては、適法かつ合理的な範囲内で真摯に対応し、対話を通じて株主等から得られた要望等の情報の共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
旭化成株式会社	5,839,334	30.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,256,136	6.51

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	551,800	2.86
株式会社宮崎銀行	491,763	2.55
日本生命保険相互会社	356,177	1.85
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	356,100	1.85
住友金属鉱山株式会社	340,000	1.76
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	318,300	1.65
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	304,900	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	239,000	1.24

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

2018年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2018年7月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されていますが、当社として2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	大和証券投資信託委託株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
保有株券等の数	株式 997,200株
株券等保有割合	5.04%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

平成30年3月31日現在において、旭化成株式会社は当社の発行済株式 (自己株式控除) の30.28%を所有する筆頭株主ですが、人的関係および取引依存関係において、当社と互いに独立した会社であることを基本的な考え方としており、当社独自の経営判断が行える関係であります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 尚充	他の会社の出身者							○				
三宅 雄一郎	弁護士											
西村 富士夫	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 尚充	○		----	藤田尚充氏は、これまで培ってきた事業企画、財務・経理に関する専門知識と会社の経営に関与した経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
三宅 雄一郎	○	○	----	三宅雄一郎氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役として独立役員の要件を満たしており、また弁護士として企業法務等に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しておられるため、経営陣から独立した立場で職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

西村 富士夫	○	○	---	西村富士夫氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役として独立役員の要件を満たしており、また上場企業事業会社の役員を経験し、企業経営に関する十分な見識を有しておられるため、経営陣から独立した立場で職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
--------	---	---	-----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				
現在の体制を採用している理由					

内部統制体制構築にかかる当社の基本方針において、監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命することとしており、現時点において、監査等委員会より補助者を置くことを求められておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当社の代表取締役会長、代表取締役社長執行役員、内部監査部門および会計監査人、ならびに当社グループの役職員とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、当社グループの役職員に対し業務執行に係る報告を定期的に求める体制が構築されております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員 (2名) 全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役 (非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く) の報酬については、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告書の中において、「取締役および監査役に支払った報酬等の総額」を表示しており、平成29年度に支払った報酬額は、取締役（監査等委員を除く）6名に対し176百万円、取締役（監査等委員）5名に対し42百万円でありました。なお、これらの報酬額には、取締役（監査等委員を除く）の当事業年度における役員退職慰労金の引当額6百万円および株式報酬の引当額21百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役の報酬等に関する事項については、取締役会にて定めた内規に従って決定しています。報酬は、業績に関わらない定額報酬と、前年度の業績を基礎とする業績反映報酬からなっております。退職慰労金につきましては、株主総会の承認に基づき取締役会の定めた内規に従って支給していましたが、平成29年6月22日開催の第96期定時株主総会において、退職慰労金制度の廃止により退職慰労金を打ち切り支給することを決議いただいております。また、上記報酬の他、取締役（非常勤取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、平成29年6月22日開催の第96期定時株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入しております。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、定額報酬を支給しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が取締役会に臨むにあたり、事前に十分かつ適切に情報を提供することにより、職務が的確かつ効率的に行えるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化して、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

(2) 取締役会は、監査等委員以外の取締役6名および監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、より実効性の高い監査・監督体制を構築するため、当社の事業および社内実務に精通した常勤の監査等委員1名を選任しております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回以上開催されており、監査等委員を含む各取締役は取締役会その他の会議体への出席等を通じて、取締役の職務執行状況及び執行役員の業務執行状況を把握し、その監督を行っております。経営方針等の最重要事項については、「取締役会規程」等において定められた具体的な基準に基づき、取締役会にて決定されております。

(3) 経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。各執行役員は、「執行役員規程」に基づき、取締役会が決定した経営方針に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で業務執行にあたっており、また、各執行役員による業務執行状況の報告及び経営に関する情報交換を定期的に行うこと等により、職務執行の効率化を図る仕組みを設けております。

(4) 代表取締役社長決裁事項のうち、グループ経営戦略上重要な事項については、その判断の補佐と透明性の確保を目的として、原則として月1回開催される経営会議に付議し、当該事項について十分な事前審議を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、監査等委員以外の取締役、執行役員及び従業員の業務執行について、適法性監査及び妥当性監査を行っております。また、各部門や工場及び子会社への往査、業務執行を行う取締役、執行役員及び従業員との面談、ならびに決裁書類、その他重要な書類の閲覧などを通じて実地監査を行っております。

(5) 監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役を構成員に含む監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としております。

(6) 内部監査部門として、法務・コンプライアンス室を設置し、定期的に子会社を含む各部署の業務執行状況及び法令・社内規定の遵守状況をモニタリングして、その結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告し、コンプライアンス及びリスク管理体制の充実を図っております。

(7) 取締役監査等委員2名と当社との間では、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円または法令が規定する最低限度額のいずれか高い額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、当社の取締役会の監督機能を強化するとともに、社外取締役の比率を高めることで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第97期定時株主総会は、平成30年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	PC（パソコン）または携帯電話を使用したインターネットによる議決権行使ができるようにしております。
招集通知（要約）の英文での提供	定時株主総会の招集通知（要約）の英文を当社ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。
その他	発送日（6月5日）の1週間前に株主総会招集通知を当社ホームページに掲載して、早期開示に努めております。 また、株主総会における事業報告に関し、ビジュアルを利用した分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年7月に個人投資家向け経営状況説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および第2四半期決算の公表後に、機関投資家向け経営状況説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	機関投資家向け経営状況説明会やその他IRニュースなどをホームページに掲載し、積極的な情報発信に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当を管理本部経営企画室に設置しております。	
その他	四半期決算ごとの社長メッセージ、機関投資家向け経営状況説明会資料などを当社ホームページに掲載し、積極的な情報発信に努めております。 なお、四半期決算ごとの社長メッセージは英文での情報発信を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ理念における経営理念の中で、（ステークホルダーを含む）「お客様の信頼が命です」と掲げ、その重要性を認識しており、社員一丸となってその実現に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	製造活動を行う当社にとって、環境保全は重要な経営課題の一つと認識しており、当社のホームページにおいて環境への取り組み状況とその実績を公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に関する情報およびその他重要な情報を、ホームページ等にて広く開示するように努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議し、取締役、執行役員及び従業員は、法令や定款はもちろんのこと、社会倫理規範に基づいた行動を求められるものと認識し、上記基本方針に基づき、内部統制システムの整備、また財務報告の信頼性を確保する体制を構築し、それらの浸透を図っております。

<当社の内部統制体制構築の基本方針>

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役（監査等委員である者を含む。）、当社の業務執行の権限を委譲された執行役員、および従業員（以下、総称して「役職員」という）は、法令、定款の遵守は言うまでもなく、社会の構成員として求められる社会倫理規範に基づき行動する責務を負っている。この認識に基づき、当社はグループ理念およびこれを実践するための根本規則として旭有機材グループ行動規範を定め、その徹底を図るために定期的に教育を行う。また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための適正な体制を維持する。なお、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる関係も持ってはならないと定めた旭有機材グループ行動規範に従って、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応する。
- (2) 監査等委員会設置会社である当社の監査等委員は、取締役会やその他の重要会議に出席し、監査等委員会が定めた監査方針の基に、当社グループの各部門の業務執行状況について定期的に実地監査を行なうなど、法令および定款に対する当社グループの役職員による業務執行状況について監査を行い、その結果を当社の取締役会において定期的に報告する。
- (3) 当社は「取締役会規程」に基づき、月1回以上、取締役会を開催する。また、監査等委員を含む各取締役は、取締役会その他の会議体への出席等を通じて、取締役の職務執行状況および執行役員の業務執行状況を把握し、その監督を行う。
- (4) 当社グループにおける経営方針等の最重要事項については、「取締役会規程」等において定められた具体的な基準に基づき、当社の取締役会にて決定する。
- (5) 当社の業務執行を行う取締役および執行役員は、「決裁権限規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持ち、業務を執行する。また、従業員も同様に、「決裁権限規程」その他の社内規程に従って、その職務に責任を持って業務を執行し上位の取締役および執行役員がそれを監督する。
- (6) 当社および国内子会社の役職員の通常の報告経路から独立した社内通報制度である「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）による通報に真摯に対応し、当社グループの企業倫理実践体制を強化する。
- (7) 当社グループの役職員による業務の執行状況を内部監査部門が「内部監査規程」に従ってモニタリングし、法令および社内規程の遵守状況等を定期的に当社の代表取締役社長執行役員および監査等委員会に報告するとともに、適切な指導を行う。また、監査等委員会は当社グループの役職員による業務執行状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役および執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書類等を法令および社内規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 当社の経営会議議事録その他経営および職務の執行に係る重要な情報や決定事項などは、所管部門にて作成し、「情報管理基本規程」その他の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。なお、これらの情報の保存・管理状況については、内部監査部門が定期的に確認する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの企業活動に伴う損失の危険の管理については、リスクの優先順位付けを行ない、優先順位付けされた個々のリスクにつき、その発生を未然に防止するための手続・体制や、発生した場合の対処方法等を定める社内規程として、「リスク管理規程」を設けている。同規程では、「経営戦略リスク」と「業務リスク」の管理方法を定め、業務リスクの管理をより適切に実行するために、当社取締役会の直属機関として、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的に重要な業務リスクの対応方針を決定している。また、発生した重要な事象については当社の取締役会に報告する。
- (2) 当社グループ全社に関わる損失の危険の管理については、リスク管理委員会および当社の管理本部が全社的な観点からこれに対処するとともに、事業継続計画（BCP）、輸出管理法規や独占禁止法の遵守体制、財務報告の信頼性を確保する体制の整備など、組織横断的なチェック機能や牽制体制を構築し、法令に反した不適正な業務執行を防止する。
- (3) 当社の取締役会、経営会議およびその他の重要な会議において、業務執行を行う取締役、執行役員および経営幹部の従業員により、遺漏なく当社グループの業務執行に関わる重要な報告を定期的に行う。
- (4) 子会社において非常事態が発生した場合は、当社が定める「全社リスク対策本部の設置及び初期対応基準」に従い、当社と子会社とが連携してその対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制を導入している。また、業務を執行する取締役は執行役員を兼務する。各執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従い、代表取締役社長執行役員の指揮・監督の下で、業務執行にあたる。
- (2) 当社の代表取締役社長執行役員決裁事項については、その判断の確保と意思決定における透明性を目的として、経営会議を原則として、月1回開催し、当該事項について十分な事前審議を行う。
- (3) 当社は、代表取締役社長執行役員を議長とする経営会議において、各執行役員による当社グループの業務執行状況の報告および経営に関する情報交換を行うこと等により、当社グループ全体の職務執行の効率向上を図る。
- (4) 当社グループの生産・販売・損益等に関する情報は、ITを活用したシステムにより、迅速・的確に当社の監査等委員である取締役を含む各取締役および執行役員に提供する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務の適正を確保するために、当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制に準じた諸制度を子会社に導入し、その浸透を図る。
- (2) 当社の執行役員を各子会社の「経営管理責任者」に任命し、当該「経営管理責任者」である執行役員より各子会社の業務状況を当社の取締役会において定期的に報告する。
- (3) 経営に影響を及ぼす重要な事項の決定に関する当社の関与の仕組みを明確にした「グループ関係会社運営規程」に基づき、子会社を適切に管理する。
- (4) 当社の監査等委員である取締役は、必要に応じて子会社の監査役を兼務し、取締役会その他の重要会議に出席し、適宜、適正な意見を述べ、子会社の業務の適正化を図る。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の従業員から監査等委員会補助者を任命する。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項
前項において、監査等委員会補助者をおいた場合には取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会に報告すべき事項および方法について、定められた規定に沿って報告する。
- (2) 監査等委員会は必要に応じて業務を執行する当社グループの役職員に報告を求める。
- (3) 監査等委員会は、毎年度末に当社の監査等委員以外の各取締役に対し、取締役の職務執行状況に関する確認書の提出を求める。
- (4) 当社の監査等委員以外の取締役、執行役員および従業員は、業務執行に係る重要な会議につき、監査等委員に招集の案内を送付し、監査等委員は必要に応じて会議に出席する。
- (5) 「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）の窓口業務を行う部署は、当該窓口宛に相談・報告された内容を定期的に監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員へ周知徹底する。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）に報告を行った当社グループの役職員についても同様に取扱う。
- (2) 監査等委員会は、当該委員会に報告を行った当社グループの役職員の異動、人事評価等において、不利な取扱いを受けていないか監視し、必要に応じて、当社グループの取締役にその理由の開示を求める。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等を請求した時は、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、当社の代表取締役社長執行役員、内部監査部門および会計監査人、ならびに当社グループの役職員とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、当社グループの役職員に対し業務執行に係る報告を定期的に求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、旭有機材グループ行動規範の中で社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる関係も持ってはならないと定めており、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応いたします。

また、仕入先・業務提携先等の取引先が反社会的勢力でないことの属性確認、反社会的勢力排除の誓約書の締結を実施しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部監査及び監査等委員監査の状況

内部監査部門である法務・コンプライアンス室は、各部場や工場などを定期的に実地監査し、主に法令・業務規定遵守の観点からの問題点の指摘・改善指導を行なっております。また定期的に、代表取締役社長及び監査等委員会に監査結果を報告し、また改善案を提言することとしております。

当社の監査等委員である取締役4名は、監査等委員会にて定めた監査方針及び監査計画のもとに、取締役会やその他の重要会議に出席し、業務執行状況につき定期的に報告を受け、また、実地監査を行なうなど、法令及び定款に対する取締役、執行役員及び従業員の業務執行状況について、適法性監査及び妥当性監査を行っています。

監査等委員会、代表取締役及び内部監査部門ならびに会計監査人は、それぞれ相互に定期的に意見交換を行なうことにより、監査の実効性を高めています。

2. 社外取締役

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員であります。

当社の社外取締役3名は、いずれも当社との間に重要な人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、また出身会社や兼職先との関係においても、人的関係、取引依存度において当社からの独立性が高く、当社の事業活動において制約を受けることのない状況であります。

